

令和6年度

上天草市一般廃棄物処理実施計画

上天草市

市民生活部環境衛生課

# 令和6年度上天草市一般廃棄物処理実施計画

## 第1 目 的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項及び上天草市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第6条の規定により、一般廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、令和6年度上天草市における一般廃棄物処理実施計画を定める。

## 第2 計画の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間とする。

## 第3 処理実施計画の対象区域（令和7年3月31日の推計）

処理実施計画対象区域は、上天草市全域とする。

面 積	126.94 km <sup>2</sup>
人 口	24,077 人
世帯数	10,944 世帯

## 第4 処理主体

一般廃棄物の処理のうち、ごみ処理は、収集運搬を上天草市の委託業者（家庭系一般廃棄物）及び許可業者（事業系一般廃棄物及び臨時に出る多量の家庭ごみ）で、中間処理を天草広域連合及び許可業者で、最終処分を天草広域連合で行う。

また、湯島地区分を除く上天草市のし尿及び浄化槽汚泥処理は、収集運搬を上天草市の許可業者で、中間処理及び最終処分を上天草衛生施設組合で行う。なお、湯島地区分については、島内の収集を上天草市の許可業者で、島外への海上運搬、中間処理及び最終処分を上天草市の委託業者で行う。

区 分	収集運搬区域	収集運搬	中間処理	最終処分
ご み	上天草市全域	上天草市（委託） 上天草市（許可）	天草広域連合 上天草市（許可）	天草広域連合
し尿及 び浄化 槽汚泥	湯島を除く上 天草市の区域	上天草市（許可）	上天草衛生 施設組合	上天草衛生 施設組合
	湯島	上天草市（許可） 上天草市（委託）	上天草市（委託）	上天草市（委託）

## 第5 処理計画

### 1 ごみ処理実施計画

#### (1) ごみの排出抑制及び再資源化計画

##### ア 排出抑制の方法

(ア) リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）及びリサイクル（再生利用）の推進

(イ) ごみの排出抑制を図るため、次の事業を行う。

事業名	目的・内容	適用
生ごみ処理機器 購入費補助金事業	一般家庭から排出される可燃ごみの減量化を図ることを目的に、家庭用生ごみ処理機器を購入する者に対し、補助金を交付する。	令和6年度予算 ・電動式生ごみ処理機 7基分程度 ・生ごみ堆肥化容器 7基分程度
紙類の拠点回収 事業	拠点回収場所を設置し、紙類の回収に努めることにより、可燃ごみの減量化及びリサイクル率の向上を図る。	大矢野庁舎、松島庁舎、 姫戸支所及び龍ヶ岳支 所の敷地内に回収場所 を設置中
ごみ資源化推進 協力金の交付	資源物の売却益の一部を協力金として、区に対し交付することにより、資源化意識の高揚及び推進を図る。	176行政区に交付

##### イ 資源化の方法

収集したごみについて、次のとおり資源化を図る。

ごみの種類	資源化の方法
不燃ごみ	不燃ごみについては、天草広域連合の処理計画による。
粗大ごみ	粗大ごみについては、天草広域連合の処理計画による。
分別ごみ	分別ごみについては、天草広域連合の処理計画による。

(2) 収集運搬計画

ア 収集運搬するごみの種類及び分別の方法

(ア) 収集運搬するごみの種類

収集運搬するごみは、一般家庭から排出される生活ごみとし、事業系一般廃棄物及び臨時に出る多量の家庭ごみについては、収集運搬を行わず、排出者が許可業者へ委託するか、又は松島地区清掃センターへ直接搬入する。

(イ) 分別の方法

収集運搬は、可燃ごみ、粗大ごみ及び分別ごみ（資源物及び不燃物）に分けて実施する。なお、ごみの種類は、次のとおりである。

品 目		内 容		品 目		内 容			
可燃ごみ		生ごみ、紙ごみ等		雑誌類		雑誌、紙マーク入りの紙等			
粗大ごみ		大型の可燃、不燃ごみ等		ペットボトル		PET マーク入りのもの			
資 源 物	アルミ缶・スチール缶	アルミマーク又はスチールマーク入りの缶		資 源 物	発泡スチロール	発泡スチロール、白色トレイ			
	スプレー缶	カセットボンベ等			容器包装プラスチック	プラマークが入っているもの			
	透明びん	透明のびん			古着類	古着、タオル等			
	茶色びん	茶色のびん			蛍光灯	直管型、丸型等の蛍光灯			
	生きびん	酒屋で引き取るびん			乾電池	マンガン、アルカリ等			
	その他の色びん	上記に含まれないびん			廃食用油	使用済みてんぷら油等			
	牛乳パック	牛乳パックのみ			小型家電	デジタルカメラ、電卓等			
	その他紙パック	紙パックマーク入りの紙			コード類	ACアダプター、ケーブル等			
	新聞紙・チラシ	新聞紙及びチラシ			生活金物類	金属製なべ、釜、やかん等			
	ダンボール	断面が波型の紙				機械処理困難物	針金、コード類等		
					不 燃 物	不燃ごみ	陶器類、ガラス製品、汚れたびん、プラスチック等		

(ウ) 収集運搬体制

一般家庭の可燃ごみ、粗大ごみ及び分別ごみ（資源物及び不燃物）は、委託業者で収集運搬し、事業系一般廃棄物及び臨時に出る多量の家庭ごみは許可業者で収集運搬する。

ごみの種類		収集運搬	収集方式	収集回数	排出方法	収集運搬業者	
家庭系	可燃ごみ	委託	ステーション	週2回	有料指定袋	上天草市大矢野町登立 (有) 大矢野清掃社	
						上天草市大矢野町湯島 たから丸 高橋安明	
						上天草市松島町今泉 (有) 松島清掃社	
						上天草市姫戸町二間戸 (有) 永森建設	
						上天草市龍ヶ岳町樋島 龍ヶ岳清掃社 古谷勝治	
	粗大ごみ	委託	ステーション	月1回	有料指定シール	上天草市大矢野町登立 (有) 大矢野清掃社	
						上天草市大矢野町湯島 たから丸 高橋安明	
						上天草市松島町今泉 (有) 松島清掃社	
						上天草市姫戸町二間戸 (有) 永森建設	
						上天草市龍ヶ岳町樋島 龍ヶ岳清掃社 古谷勝治 上天草市龍ヶ岳町高戸 クリーン龍ヶ岳 中直通	
	分別ごみ	資源物	委託	ステーション	月1回	無料コンテナ	上天草市大矢野町登立 (有) 大矢野清掃社
							上天草市大矢野町湯島 たから丸 高橋安明
							上天草市松島町今泉 (有) 松島清掃社
							上天草市姫戸町二間戸 (有) 永森建設
							上天草市龍ヶ岳町樋島 龍ヶ岳清掃社 古谷勝治 上天草市龍ヶ岳町高戸 クリーン龍ヶ岳 中直通
		不燃物	委託	ステーション	月1回	無料コンテナ	上天草市大矢野町登立 (有) 大矢野清掃社
上天草市大矢野町湯島 たから丸 高橋安明							
上天草市松島町今泉 (有) 松島清掃社							
上天草市姫戸町二間戸 (有) 永森建設							
上天草市龍ヶ岳町高戸 クリーン龍ヶ岳 中直通							
事業系ごみ 及び 臨時・多量 の家庭ごみ	許可	有料 随時	許可 区域	大矢野町	上天草市大矢野町登立 八光海運(株)		
					上天草市大矢野町登立 (有) 大矢野清掃社		
				松島町	上天草市松島町今泉 (有) 松島清掃社		
					松島・姫戸町	上天草市松島町今泉 (株) クリーン開発	
				龍ヶ岳町	上天草市龍ヶ岳町樋島 龍ヶ岳清掃社 古谷勝治		
					上天草市龍ヶ岳町高戸 クリーン龍ヶ岳 中直通		

- イ 松島地区清掃センターへ搬入されるごみの量  
 収集運搬区域は、上天草市の全域とする。 (単位：t)

区分		令和6年度計画値
可燃ごみ	委託	3913.13
	許可	1971.20
	直接持込	647.43
	自家処理	0.00
計		6531.77
不燃ごみ	委託	246.02
	許可	111.74
	直接持込	279.38
	自家処理	0.00
計		637.14
資源ごみ	委託	354.52
	許可	10.50
	直接持込	139.02
	自家処理	50.05
計		554.09
総合計		7723.00

(3) 中間処理計画

天草広域連合の処理計画による。

(4) 最終処分計画

天草広域連合の処理計画による。

(5) 処理施設整備計画

天草広域連合の処理計画による。

(6) その他

ア 特別管理一般廃棄物について

(ア) PCBを含む廃棄物の処理

PCBを部品中に用いた廃電気製品(電子レンジ等)及び絶縁油とした蛍光灯の安定器等は、天草広域連合の施設搬入を認めない。

(イ) ばいじん等の処理

加熱脱塩素化処理を行い、重金属安定化剤を加えて混錬成形して固化し、一般廃棄物最終処分場に埋立処分する。

- (ウ) 感染性一般廃棄物の処理  
天草広域連合では、一切搬入を認めていない。

イ 処理及び排出禁止物について

- (ア) 処理禁止物
- a エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機
  - b パソコン、ディスプレイ
- (イ) 排出禁止物
- a 金網、看板、カーポート、太陽熱温水器等の屋外建造・設置物
  - b 自動車又はバイク及びこれらの部品、船外機、チェーンソー等の発動機・発電機
  - c 瓦、ブロック、レンガ、材木等の建築廃材
  - d 農業用ハウスパイプ、農機具、漁網、パチンコ台等の業務用品
  - e ガスボンベ、農薬びん、化学薬品、ガソリン等の危険物
  - f コンプレッサー、耐火金庫、ワイヤーロープ等の解体困難物

ウ あわせ産廃の処理

事業所が排出する産業廃棄物のうち以下の品目は、天草広域連合の一般廃棄物処理施設で一般廃棄物とあわせて資源化する。

- (ア) ペットボトル
- (イ) 発泡スチロール
- (ウ) 容器包装プラスチック
- (エ) 缶類（アルミ・スチール缶、スプレー缶）
- (オ) びん類（透明びん、茶色びん、生きびん、その他の色びん）
- (カ) 廃食油

エ 住民に対する広報啓発活動について

- (ア) 上天草市が行うこと
- a 市の広報紙又は出前講座を用いた啓発活動の実施
  - b 研修及び施設見学の実施
  - c 水切りの徹底及びごみの減量化並びに資源化の呼びかけ
  - d 市環境衛生課職員による分別指導の実施
  - e ごみ分別の手引きの配布
  - f チャットボットを活用した適正なごみの出し方の周知
  - g 食品ロス削減の周知

- (イ) 市民が行うこと  
市が定めた分別排出ルールを厳守し、ごみの減量化及び資源化へ協力する。

オ レジ袋削減推進について

- (ア) 上天草市が行うこと

広報誌等を用いたレジ袋削減に関する周知活動

- (イ) 市民が行うこと  
マイバッグを利用することにより、レジ袋の使用を控える。
- (ウ) 事業所が行うこと
  - a 市民へのマイバッグ持参の呼びかけ
  - b 簡易包装又は詰め替え商品の販売

オ 許可方針について

- (ア) 一般廃棄物収集運搬業  
一般廃棄物の収集運搬については、現在、許可している業者の処理能力において十分な処理が可能であることから、一般廃棄物収集運搬業の新規の許可は、原則として行わない。
- (イ) 一般廃棄物処分業  
原則として新規の許可を行わない。ただし、適正処理することが確実であり、かつ、上天草市内の既存処理施設において処理が困難である廃棄物を扱う場合には、許可を行う。
- (ウ) 許可方針の見直し  
許可方針については、毎年度策定する上天草市一般廃棄物処理実施計画の策定時に検討し状況に応じて見直すこととする。



## 2 生活排水処理実施計画

### (1) 生活排水処理人口

1	計画処理区域内人口	24,077	人
2	水洗化・生活排水処理人口	14,300	人
	(1) 下水道	3,566	人
	(2) 農業集落排水処理人口	0	人
	(3) コミュニティ・プラント	373	人
	(4) 合併処理浄化槽	10,361	人
3	水洗化・生活雑排水未処理人口	5,735	人
	(単独処理浄化槽)	5,735	人
4	非水洗化人口	4,042	人
	(1) 計画収集人口	4,038	人
	(2) 自家処理人口	4	人
5	計画処理区域外人口	0	人

### (2) 収集運搬計画

#### ア 収集運搬する生活排水の種類と方法

##### (ア) 種類

し尿及び浄化槽汚泥とする。

##### (イ) 方法

許可業者により収集する。

##### (ウ) 収集回数及び収集方法

し尿及び浄化槽汚泥については、各戸から許可業者への依頼により戸別収集を実施する。また、湯島地区においては、島外への海上運搬を上天草市の委託業者で行う。

生活排水の種類	収集運搬	許可区域	収集運搬業者
し尿及び 浄化槽汚泥	許 可	大矢野町	上天草市大矢野町登立 (株)熊本メンテナンス
		松島町	上天草市松島町合津 保清衛生(有)
		姫戸・龍ヶ岳町	上天草市姫戸町二間戸 (有)山下衛生社

イ 収集運搬する区域と収集運搬するし尿及び浄化槽汚泥の量  
 収集運搬区域は、上天草市全域とする。

(単位：kl)

種 類	計画収集量				自家処理量
	直 営	委 託	許 可	計	
し 尿	0.00	0.00	6,813.37	7,065.00	2.92
	0.00	(湯島) 251.63	0.00		
浄化槽汚泥	0.00	0.00	14,732.29	14,786.00	
	0.00	(湯島) 53.71	0.00		
合 計	0.00	305.34	21,545.66	21,851.00	

(3) 中間処理計画

ア 上天草衛生施設組合の処理計画による。

イ 湯島地区については、業者に処理を委託し、次のとおりとする。

(ア) 処分する量

(単位：kl)

種 類	計画収集量				自家処理量
	直 営	委 託	許 可	計	
し 尿	0.00	251.63	0.00	251.63	0.00
浄化槽汚泥	0.00	53.71	0.00	53.71	
合 計	0.00	305.34	0.00	305.34	

(イ) 処分方法

処理施設で機械乾燥により処分を行う。

処分業者
上天草市大矢野町登立 八光海運 (株)

(ウ) 処理施設の概要

所在地	施設の種類	処理する一般廃棄物	処理能力
上天草市大矢野町登立 3357 番地 1 ほか	し尿処理施設 (機械乾燥施設)	し尿・浄化槽汚泥	53.5t/日

(4) 最終処分計画

ア 上天草衛生施設組合の処理計画による。

イ 湯島地区分については、堆肥化施設の水分調整材として利用し、次のとおりとする。

(ア) 処分方法

堆肥化施設の水分調整材として利用する。

処分業者
上天草市大矢野町登立 八光海運 (株)

(イ) 処理施設

所在地	施設の種類	処理する一般廃棄物	処理能力
上天草市大矢野町登立 3486 番地 2	堆肥化施設	① 汚泥 ② 動植物性残さ ③ 動物の糞尿 ④ し尿及び浄化槽汚泥 の乾燥品 ⑤ し尿等の脱水汚泥	22.3t/日